

西郷村歩道除雪隊奨励金交付事業 実施要領

(目的)

第1条 この要綱は、道路の歩道除雪において、村民団体が自主的に実施する歩道除雪に対し奨励金を交付することにより、村民と村がそれぞれ役割分担し協働して、早期に安全・安心な冬期道路の歩行空間を確保することを目的とする事業に適用する。

(交付対象とする団体)

第2条 この要綱に定める奨励金を受けることのできる者は、行政区を母体とした団体、PTA、ボランティア団体等の営利を目的としない団体とする。

(団体の登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、事前に村長へ西郷村歩道除雪隊奨励金交付団体事業登録申請書（第1号様式）、除雪作業に従事する構成員を明記した活動者名簿報告書（第2号様式）、除雪を実施しようとする範囲の図面を添えた除雪実施計画書（第3号様式）を提出し、登録しなければならない。

2 除雪の実施を登録できる対象区域は、歩道の用途として使用されている道路のうち、下記のいずれかに該当する箇所であるとともに、一定延長において歩道空間の連続性が確保される区間とする。

- (1) 通学路（小中学校へ徒歩により通学する児童や生徒がいる道路）
- (2) 人家連担部またはそれに順ずる区間
- (3) 歩行者の多い歩道、及び車道の路肩部
- (4) その他、公共性が高いなど、特に村長が認める箇所

3 村長は、前項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、相当と認めるときは、西郷村歩道除雪隊奨励金交付団体事業登録通知書（第4号様式）を西郷村歩道除雪隊奨励金交付事業登録団体（以下「登録団体」という。）に交付するものとする。

4 登録団体は、登録事項の変更があった時、又は活動を廃止する場合は、登録事項変更・廃止届（第5号様式）により村長に届け出なければならない。

(交付の対象期間)

第4条 奨励金の交付対象となる期間は、12月1日～翌年3月31日までの間に実施した除雪とする。

(交付の対象基準)

第5条 交付対象となる除雪の範囲は、第4条（第3号様式）において申請した範囲内とする。

- 2 交付対象となる除雪の方法は、第4条（第3号様式）において申請した方法によるものとする。
- 3 交付対象となる積雪深は、歩道の積雪が概ね5cmに達している場合とする。なお、村長が特に歩行者安全確保のために必要と判断した場合は、この限りではない。

（交付対象の除雪作業）

第6条 除雪の方法は、村で貸し出した除雪機械（ハンドガイド式）を使用することとし、機械補助でスコップ・スノーダンプ等の除雪道具を使用する、歩道上の一定幅員や道路横断箇所において、雪を除去する作業を対象とする。

- 2 除雪作業は、事前に登録した構成員により、2人以上で実施するものとする。
- 3 使用する除雪機械はハンドガイド式のみ認めることとし、搭乗式の歩道除雪機械や車道用除雪機械は認めない。
- 4 除雪機械を使用する場合は、歩行者や自転車通行者など第三者の安全確保や、施設の損傷防止のため、運転手のほか安全確認のための補助員を1名つけるものとする。

（ボランティア保険の加入）

第7条 登録団体の構成員は、活動中の事故等に備え、ボランティア保険に加入するものとする。

- 2 ボランティア保険の加入手続きは村が行い、費用は村が負担する。
- 3 登録団体は、活動中に事故等が発生した場合には、速やかに村へ報告するものとする。

（小型除雪機械の貸与）

第8条 村長は、登録団体について村所有の小型除雪機械を貸与する。

- 2 1登録団体あたりの小型除雪機械の貸与台数限度は、原則1台とし、期間は、その年の12月から翌年の3月までとする。
- 3 貸与期間中の小型除雪機械は、貸与された団体で安全に使用するとともに、盗難等を防止するため適正な管理を行うこと。
- 4 小型除雪機の貸出料は無料とする。
- 5 小型除雪機を亡失したとき、又は除雪機が損傷若しくは故障したときは、直ちに村長に報告しその指示を受けなければならない。
- 6 小型除雪機は、登録した対象歩道以外の除雪に使用してはならない。
- 7 小型除雪機械の貸与時に誓約書（第8号様式）を提出するものとする。

(奨励金交付の申請)

第9条 奨励金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、西郷村歩道除雪隊奨励金交付申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 除雪実施箇所を記入した路線図
- (2) 除雪の実施状況が確認できる写真
- (3) 除雪参加者名簿(第7号様式)
- (4) その他、村長が必要と認める書類

2 奨励金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、その年度の3月末までに、村長へ提出するものとする。

(奨励金の交付)

第10条 村長は、登録団体から交付の申請があったときは、前条の申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって適切と認めた場合について、予算の範囲内で、第13条に定めた奨励金を交付する。

2 村長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、奨励金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて奨励金の交付を決定することができる。

(奨励金の交付限度額)

第11条 奨励金の交付は、単年度で1団体あたり10万円を限度とする。

(奨励金の交付対象経費)

第12条 交付金の交付対象となる経費は、除雪にかかる実費相当分とし、下記の項目とする。

- (1) 飲食代(軽食、ジュース)
- (2) 除雪用具(除雪機械、スコップ、スノーダンプ、手袋、長靴、防寒具など)の損耗費、機械の燃料費
- (3) 除雪活動のための事前の準備や周知・通信費用等

(奨励金の算定)

第13条 奨励金の算定は、「1回あたり基本額」と「実績あたり算出額」の合計とする。

奨励金交付額 = 「1回あたり基本額」 + 「実績あたり算出額」

- (1) 1回あたり基本額
前条(1)に該当する費用にとして、

- ・ 1回あたり基本額＝「1回あたり基本単価」×参加人数を支払う。
- 1回あたり基本単価は、1人あたり500円とする。なお、1回あたり基本額は、1人1日1回限りの支払いとする。

(2) 実績あたり算出額

前条(2)および(3)に該当する費用として、参加した人数に関係なく、実施した実績に応じて下記の金額を交付する。

- ・ 実績あたり算出額＝ Σ (歩道除雪延長×除雪単価)

1) 歩道除雪 10m当り130円

なお、実績の延長は、1の位は切捨てて10メートル単位とする。

(除雪の実施確認)

第14条 除雪の実施確認は、原則、写真と図面を照らし合わせ、確認する。

(登録の抹消・奨励金の返還等)

第15条 村長は、登録団体に不正が発覚した場合は登録を取り消すとともに、交付した奨励金の返還を求めることができる。

- (1) 第8条小型除雪機の貸与条件に違反した場合
- (2) 第9条奨励金交付の申請書に不正があった場合
- (3) 第12条奨励金の交付対象経費以外に交付金を使用した場合
- (4) 地域住民から苦情があり、適正に活動していないと判断された場合

(是正指示)

第16条 村長は、登録団体に対し、必要に応じて報告を求め、また是正指示をすることができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。